



◀ QR がついている記事は詳細情報をウェブで公開しています

くらしの

伝言板

人の動き

2 月末現在（前月比）



人 口：4,435 人（－ 1）
男：2,159 人（－ 1）
女：2,276 人（± 0）
世帯数：2,087 世帯（＋ 2）

救急・火災



令和 7 年 1 月～2 月末
救 急： 35 件
火 災： 0 件

人の動き
伝言板

使用料などの納期限	
4 月 25 日	児童クラブ保育料、学校給食材料費、上下水道料金、特定公共賃貸住宅使用料、町有住宅貸付料
4 月 30 日	町営住宅使用料、定住促進住宅使用料



訓子府町民憲章

- 自然の恵みに感謝し、美しい町をつくります。
- 元気に働き、豊かな町をつくります。
- きまりを守り、明るい町をつくります。
- たがいに助け合い、楽しい町をつくります。
- 未来に希望をいだき、文化の町をつくります。

【昭和 45 年 8 月 1 日制定】

夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に出向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など（町に関係するものに限りま）すも納付することができます。

○と き 4 月 9 日（水）・5 月 14 日（水）
17 時 30 分～20 時

○ところ 町民課税窓口

○問合せ 町民課税窓口（☎ 47-2193）

土地・家屋価格等帳簿の縦覧

固定資産税は、毎年 1 月 1 日現在で固定資産課税台帳に登録されている内容に基づいて課税します。

令和 7 年 1 月 1 日現在の課税台帳に登録された土地・家屋の価格などを帳簿により、次の日程で縦覧しますので、ご確認ください。

○縦覧対象者 本町に固定資産を有する納税者（代理人でも可能ですが、代理人であることを証明するものが必要です）

○縦覧期間 4 月 1 日（火）～6 月 2 日（月）
8 時 45 分～17 時 30 分

※土・日曜日、祝日は除きます。

○縦覧場所 町民課税窓口

○問合せ 町民課税窓口（☎ 47-2193）

確定申告の振替納付日について

確定申告書を提出された方で、納付する税額があり、振替納税をご利用いただいている場合の令和 6 年分の確定申告の振替日は、次のとおりです。

○申告所得税および復興特別所得税の確定申告分 4 月 23 日（水）

○消費税および地方消費税の確定申告分（個人事業者） 4 月 30 日（水）

※振替日の前日までに、預貯金残高や振替日に振替納税口座から他の公共料金などの引き落とし予定がないかご確認ください。

※上記の振替日に預貯金口座から引き落としができなかった場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかる場合があります。

納付手続きなどについて、詳しくは右記 QR の国税庁ホームページ「納税に関する総合案内」をご確認ください。

○問合せ

北見税務署個人課税第 1 部門（☎ 23-7151）



4 月は「20 歳未満飲酒防止強調月間」

成長過程にある 20 歳未満の方の飲酒は、本人にとって身体的・精神的に大きなリスクがあるだけでなく、社会的にも大きな影響を与えます。

これを未然に防止するためには、20 歳未満の方が「なぜ自分たちはお酒を飲んではいけないのか」を理解できるよう、学校での教育のほか、家庭や地域社会においてもしっかりと説明するなど、大人の責務として社会全体で取り組む必要があります。

※令和 4 年 4 月から民法の成年年齢は 18 歳に引き下げられましたが、お酒に関する年齢制限については、20 歳のまま維持されています。

○問合せ 北見税務署（☎ 23-7151）

確定申告書の内容 もう一度確認を

確定申告書を提出したあとで、計算誤りや申告漏れなど申告内容に誤りがあったり、確定申告書の提出を忘れている方はいませんか。

税額を多く申告していたことに気付いたときは「更正の請求」をして、正しい税額への訂正を求めることができます。

税額を少なく申告したことに気付いたときは「修正申告」をして、正しい税額に修正してください。申告を忘れていたときは、速やかに確定申告をしてください。

○問合せ

北見税務署個人課税第 1 部門（☎ 23-7151）

中小企業退職金共済制度のお知らせ

中小企業退職金共済制度は、中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）に基づく社外積み立て型の退職金制度です。

中小企業の事業主の相互共済と国の援助によって退職金制度を設け、これにより中小企業の従業員の福祉の増進と雇用の安定を図るとともに、中小企業の振興に寄与することを目的としています。

中小企業退職金共済制度には、一般の中小企業退職金共済制度と特定業種退職金共済制度があります。

※「中小企業退職金共済制度」の詳細については、右記 QR からご覧ください。

○問合せ 経済振興室振興係（☎ 33-5008）



建築物の確認申請

次の地域で建築物の新築、増改築、移転、大規模改修などを行う場合には、建築確認申請が必要です。ただし、増改築または移転で 10 ㎡以内であれば必要ありません。

○建築確認申請が必要な地域

①西幸町、元町、旭町、大町、仲町、栄町の一部地域

②東幸町、東町、若富町、若葉町の一部地域

○建築確認申請地域以外でも建築確認申請が必要な建物

①倉庫、車庫などで 100 ㎡以上

②2 階建て以上、または延べ面積が 200 ㎡を超える建築物

※郊外で住宅を建てる場合でも 2 階建ては、建築確認申請が必要です。

○問合せ 住宅施設課住環境係（☎ 47-2117）

建築物の解体工事には届け出が必要

一定規模以上の建築物を解体する場合、建設リサイクル法による届け出が必要です。

この法律では分別解体・再資源化の実施や事前の届け出が義務付けられており、無届けで解体工事に着手したことが明らかになった場合、20 万円以下の罰金が科せられますのでご注意ください。

○届け出対象工事

床面積が 80 ㎡以上の建築物の解体工事

○届け出の時期・届け出先

工事着手の 7 日前までに下記へ届け出てください

○問合せ 住宅施設課住環境係（☎ 47-2117）

開発行為の事前協議

無秩序な開発を防止し、健全な生活環境を守るため、開発区域の面積が 2,000 ㎡以上 1 万 ㎡（1ha）未満の開発を行うとき、事業主は、町の定める要綱に基づき事前協議をしなければなりません。

■開発行為とは

①土砂の採取および宅地の造成における建築物の建設

②特定工作物の建設に関する目的で行う土地の区画、形質の変更

上記の要件に当てはまる事業を行う場合は、下記へご相談ください。

○問合せ 建設耕地課土木管理係（☎ 47-2117）

人の動き
伝言板